

分割政府下における アメリカ輸出管理立法

待鳥 聡史(京都大学)

日本安全保障貿易学会
2011年9月24日

はじめに

◆ 本報告の射程

① アメリカの政治制度構造を踏まえて、輸出管理政策の立法過程にどのような特徴が見られるのかを概観

② とりわけ、政権党と議会多数党が異なる「分割政府」となることが、輸出管理政策にどのような影響を及ぼすのかを検討

1 アメリカの政治制度構造（1）

◆ 厳格な権力分立制

連邦議会による立法権の独占と大統領の権限の小ささ

→ 古典的な大統領制

輸出管理政策も立法に依拠する以上、議会が関与せざるを得ない

cf. 合衆国憲法第1条3節（通商条項）

1 アメリカの政治制度構造 (2)

◆ 議会と大統領の関係

常に対立しているわけではないが、大統領の意向が必ず受け入れられるわけではない

とくに近年では、政党間対立の強まりと「分割政府」の頻発による部門間対立が重なり合う

超党派志向といわれたオバマ政権期に政党間対立はさらに強まる傾向

1 アメリカの政治制度構造 (3)

◆「2つの大統領 Two Presidencies」

アメリカの場合、内政における大統領制と外交における大統領制は別物といわれることも

輸出管理政策は実質的に外交に含まれ、政権側の裁量とイニシアティヴが大きい

ただし、そのことは多数派形成を免除しない

2 アメリカの輸出管理立法 (1)

◆ 基本的な法的枠組み

1979年輸出管理法

(Export Administration Act of 1979, EAA)

輸出管理の大枠を定めると同時に、本来は議会在が持つ通商規制権限を行政府に委任し、そのための財政支出権限を与える立法

1994年8月に一度失効

2 アメリカの輸出管理立法 (2)

- ◆ EAA失効後の動向

国際緊急事態経済権限法 (International Emergency Economic Power Act, IEEPA) に基づく行政命令で実質存続

→ ただし、合憲性に疑問の余地

- ◆ その他の立法

武器輸出管理法 (AECA)、
国防歳出権限法、個別の制裁立法

2 アメリカの輸出管理立法 (3)

◆ オバマ政権発足までのEAA再立法の試み①

クリントン政権期

1996年の104議会以降、毎会期法案提出

しかし、ほとんどは廃案に終わった

2000年11月に01年8月までの時限再立法に成功したのが唯一の成果

2 アメリカの輸出管理立法 (4)

◆ オバマ政権発足までのEAA再立法の試み②

G.W.ブッシュ政権期

2001年以降もほぼ毎年、再立法提案

しかし、2005年のIEEPA改正を除いてほとんど成果なし

結局、行政命令に基づく管理が継続

3 立法過程の特徴（1）

◆ EAA再立法関連法案の審議パターン①

分割政府でない時期を含め、ほとんどの法案は委員会段階までに廃案になっており、実質的な関心は一部の議員にしか抱かれていなかった可能性が高い

本会議の最終採決まで至ったこと自体が稀。
96年のH.R.361、2000年のP.L.106-508、2001年のS.149、2007年のP.L.110-96だけ

3 立法過程の特徴（2）

◆ EAA再立法関連法案の審議パターン②

その一方で、本会議での採決まで至った場合には非対決的

Thomasのデータを見ると、H.R.361は下院発声投票、上院採決に至らず。P.L.106-508 (H.R.5239)は下院で発声投票、上院は全会一致。S.149は85-14、P.L.110-96 (S.1612)は下院で発声投票、上院は全会一致

3 立法過程の特徴（3）

- ◆ EAA再立法過程の特徴をどう考えるべきか？
EAAには常に2つの方向からの批判があり、
再立法過程にもそれが反映される
 - ①ビジネスチャンスの拡大のため管理緩和の志向
→ 輸入者・行為の管理
 - ②安全保障上の懸念から管理の維持・強化の志向
→ 技術の管理両者の合意がとれる場合のみ法案が動く

4 オバマ政権下での動き（1）

◆ 2010年中間選挙までの動向

オバマ政権は2009年から輸出管理システムの見直しに着手

下院民主党もEAAの大幅修正に意欲

基本発想は管理緩和で、従来の主流（共和党系）とは異なる

4 オバマ政権下での動き（2）

◆ 今後の展望

中間選挙までの民主党多数期にもEAA再立法や改革は実現せず

共和党が管理緩和志向の政権側に歩み寄るメリットはほとんど考えられない

当面はEAA再立法は困難で、行政命令レベルの運用による政策転換のみに可能性

おわりに

◆ アメリカの輸出管理立法の特徴

EAA失効後も実質は大きく変化していないが、
法的基盤は脆弱な状態が続く

大規模な政策転換には立法が必要だが、分割
政府であるか否かにかかわらず、その見通しは
明るくない

アメリカの政治過程ではやや珍しいパターン

参考文献・資料

- ◆ Aoki, Setsuko (2005), “US Laws and Regulations on Export Control.” 本学会発表
- ◆ Fergusson, Ian F. (2009), “The Export Administration Act.” CRS Report for Congress.
- ◆ 「CISTEC 2009年 米国政府及び産業界との対話」報告書(『CISTEC Journal』125号)
- ◆ 佐藤丙午(2010)「オバマ政権の輸出管理改革」『海外事情』5月号